

デジタル推進委員 募集要項

1. 趣旨

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」を実現していくためには、年齢、障害や疾病の有無、地理的な制約、経済的な状況等にかかわらず、個々人が各々の必要に応じて、デジタルに不慣れな方でも誰もがデジタル化の恩恵を享受することのできる社会に向けた取組の推進が必要である。

このためには、まず、デジタル機器・サービスに不慣れな方に対する国民の理解を深め、デジタル分野における不慣れな方へのきめ細かなサポート等を行うことに関する国民の意識を高めることにより、社会全体として、デジタル社会の利便性を誰一人取り残されず享受できるための環境を作っていくことが求められる。

このような観点から、既に国、地方公共団体、各種団体等が行っているデジタル機器・サービスに不慣れな方に対する事業や取組とも連携し、これらの事業や取組に携わる者を横断的にデジタル推進委員と位置付け、幅広く国民運動として展開していくことを目指す。

2. 概要

デジタル推進委員は、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」の実現に向け、デジタルに不慣れな方を支援する取組に携わる意欲がある者について、本人又は所属企業・団体等からの応募に基づき、デジタル大臣が任命する。なお、本募集要項における「任命」は、常勤又は非常勤の国家公務員や地方公務員として任命するものではない。

デジタル推進委員は、デジタル機器・サービスに不慣れな高齢者等に対し、講習会等でデジタル機器・サービスの利用方法を教える取組のほか、それらの利活用をサポートする取組を行う意欲がある者とする。

また、講習会への参加等を広く呼び掛ける等、身近にいるデジタルに不慣れな方に対して周知を行う意欲がある者等についても、応募に基づき、デジタル推進委員を任命する。

3. 募集対象

デジタル推進委員は、次のいずれかに該当する者から募集する。

- (1) 国が実施する事業において、デジタルに不慣れな方に対し、デジタル機器・サービスの基本的な利用方法を教える・サポートする者
- (2) 地方公共団体、経済団体、士業団体、ボランティア団体等の地域コミュニティの活性化を図る取組において、高齢者・障害者等に対し、デジタル機器・サービスの基本的な利用方法を教える・サポートする意欲がある者
- (3) デジタルに苦手意識を持った方が取り残されないよう、地域で上記(1)又は(2)の事業や取組において行われる講習会・セミナー等への参加の呼び掛けを行う意欲がある者

4. 要件

デジタル推進委員は、次のいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) デジタル機器・サービスの基本的な利用方法を教える・サポートする者（上記3. (1) 又は(2)） ※次の①又は②のいずれかを満たす者
 - ① 以下の必要と認められるいずれかの研修を受けた者
 - ・デジタル庁が提供するデジタル推進委員に係る所定のオンライン研修を受けた者
 - ・デジタル機器・サービスの基本的な利用方法を教える・サポートすることに関連する研修であって、デジタル庁が認めるものを受けた者
 - ② その他デジタル大臣が認める者
 - ・デジタル機器・サービスの基本的な利用方法を教える・サポートする事業・取組において活動実績を有すること等を踏まえ、デジタル大臣が認める者
- (2) 地域で講習会・セミナー等への参加の呼び掛けを行う者
地域コミュニティの活性化に係る活動に参加している者であって、デジタル大臣が認める者

5. 任命期間

任命期間は原則 1 年間とし、年度ごとに更新する。年度途中で任命された者については、当該年度末（令和4年度の場合、令和5年3月31日まで）を任命期間の末日とする。更新に当たっては、電子メール等で継続の意思を確認するとともに、デジタル推進委員としての活動状況等も踏まえて判断する。

6. デジタル推進委員として遵守すべき事項

- (1) 「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」の実現のため、デジタルに不慣れな方に対する理解を持ち、きめ細やかな対応を自らのできる範囲で心掛けること。
- (2) デジタル推進委員としての活動の中で知り得た個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を始め、個人情報の取扱いに関する関係法令（条例を含む。以下同じ。）を遵守すること。
- (3) その他、次に掲げる行為又はそれに当たるおそれのある行為を行わないこと。
 - ① 法令に違反する行為
 - ② 活動上知り得た秘密を漏えいする行為
 - ③ 営利目的を含む行為
 - ④ その他公序良俗に反する等任命を受けた者としてふさわしくない行為

7. オープンバッジの付与等

デジタル推進委員には、デジタル庁からオープンバッジ（電子的な画像によるバッジ）を付与するほか、デジタル推進委員としての活動を支援する観点から、今後、デジタル庁においてオンラインコミュニティ（デジタル推進委員同士の意見交換、経験・ノウハウの共有、知見・スキルの向上、デジタル庁によるオンライン行政手続等の最新動向や関連コ

ンテツ等の提供等を行うもの)を開設することとする。

なお、デジタル推進委員としての活動に対して謝金等は支給されないが、別途、日当、交通費等が支給される講習会等に参加する場合において、当該主催者側から支給を受けることを妨げるものではない。また、関連事業等に従事する場合において、当該事業等に係る経費から報酬等を受け取ることも可能とする。

8. 応募手続

(1) 募集開始時期

令和4年5月30日から募集を開始し、随時応募を受け付ける。

(2) 応募手順

以下に掲げる手順に沿って応募を行うこととする。

- ① 上記4.(1)①に掲げるいずれかの研修(デジタル庁が提供するものについては、デジタル庁ウェブサイトに掲載する。)を受ける。
- ② デジタル庁ウェブサイトのデジタル推進委員のページに掲載する応募フォームからオンラインで応募する。
(応募フォームは準備中、URL等は後日公表予定)
- ③ 応募者が登録したメールアドレス宛てに送付される仮登録案内から本登録を行う。
(応募者は、個人情報の適切な取扱いに係る規約等への同意が必要)

(3) 任命

本登録を受け、デジタル大臣名でデジタル庁がデジタル推進委員を任命する。関連書類やオープンバッジは、原則、登録されたメールアドレス宛てに電子的に送付する。

9. その他

- (1) 応募書類に不備がある場合、デジタル庁から応募者にその旨を連絡することがある。
- (2) 応募に際してデジタル庁が取得した個人情報については、デジタル推進委員の応募手続等の目的に利用し、その他の用途には一切使用しない。
- (3) 虚偽の応募がなされた場合又は上記6.(3)①から④までのいずれかに該当する行為を行った場合、任命を取り消し、当該者をウェブサイト等で公表することがある。